

平成28年6月10日
港湾局総務課

洋上風力発電施設の導入として初となる北九州港港湾区域 の変更に係る大臣同意について

港湾法の規定に基づき、平成28年4月26日付けで北九州港港湾管理者である北九州市から申請のあった、洋上風力発電施設の導入に関する港湾区域の変更について、本日（6月10日）同意しましたので、お知らせします。

- 北九州港港湾管理者の北九州市は、今回変更（拡張）する港湾区域を含めた水域を、「再生可能エネルギー源を利活用する区域」として北九州港港湾計画に位置づけ、北九州港の開発、利用及び保全と調和を図りつつ、洋上風力発電施設の導入に向けた取り組みを進めるため、港湾法に基づく港湾区域の変更同意申請を行いました。
- 洋上風力発電施設の導入に関する港湾区域の変更事案としては初となります。
- 今回の港湾区域の変更は、港湾管理者が、洋上風力発電施設を導入するにあたり、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域を確保するために行うものであり、国土交通省としては、港湾法上問題となる点が認められないと判断し、港湾法第33条第2項で準用する同法第4条第4項の規定に基づき、申請のとおり港湾区域の変更について同意することとしました。
- なお、北九州港の港湾区域の変更は、港湾法第9条に基づく港湾管理者の公告により行われることとなります。

<経過>

平成28年 4月26日 港湾管理者（北九州市）による港湾区域変更同意申請
5月24日 運輸審議会 港湾法第60条第1項に基づく諮問
6月7日 運輸審議会 認定（※1）




6月10日 国土交通大臣の同意

※1：国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案（説明聴取事案）としての認定

問い合わせ先：国土交通省代表 TEL 03-5253-8111
港湾局総務課 専門官 永田、管理第一係長 山本
（課直通）TEL 03-5253-8662、FAX 03-5253-1648

北九州港港湾区域変更図



凡例	
	現港湾区域
	予定港湾区域
	漁港区域

変更予定港湾区域	現港湾区域
<p>井ノ浦1号防波堤基部(北緯33度50分15秒東経130度58分43秒)、井ノ浦1号防波堤基部から90度3,180メートルの地点、部埼灯台(北緯33度57分34秒東経131度1分23秒)から125度20分7,500メートルの地点、部埼灯台から125度30分4,220メートルの地点、部埼灯台から125度4,220メートルの地点、部埼灯台から125度2,500メートルの地点、部埼灯台から10度30分820メートルの地点、城山三角点(175.2メートル)から63度3,850メートルの地点、城山三角点から53度30分2,600メートルの地点、門司埼灯台(北緯33度57分44秒東経130度57分47秒)、門司埼灯台から216度40分3,390メートルの地点、砂津防波堤灯台(北緯33度53分37秒東経130度53分38秒)から63度30分3,660メートルの地点、砂津防波堤灯台から73度2,360メートルの地点、砂津防波堤灯台から72度1,540メートルの地点、砂津防波堤灯台から25度1,020メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台(北緯33度56分28秒東経130度59分2秒)から100度900メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度30分1,860メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度2,230メートルの地点、白洲灯台(北緯33度59分1秒東経130度47分30秒)から120度3,210メートルの地点、白洲灯台から326度24分2,780メートルの地点、白洲灯台から322度10分7,550メートルの地点、白洲灯台から317度40分8,070メートルの地点、白洲灯台から301度20分7,100メートルの地点、男島島頂(北緯34度0分42秒東経130度43分35秒)、白洲灯台から282度50分6,160メートルの地点、白洲灯台から278度58分8,750メートルの地点、白洲灯台から242度7分9,570メートルの地点、白洲灯台から232度25分7,330メートルの地点及び八幡埼突端(北緯33度56分6秒東経130度43分42秒)を順次に結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び江川奥洞海橋からの各下流の河川水面</p> <p>ただし、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された柄杓田漁港、藍島漁港、脇之浦漁港及び脇田漁港の区域を除く。</p>	<p>井ノ浦1号防波堤基部(北緯33度50分3秒東経130度58分52秒)、井ノ浦1号防波堤基部から90度3,180メートルの地点、部埼灯台(北緯33度57分22秒東経131度1分31秒)から125度20分7,500メートルの地点、部埼灯台から125度30分4,220メートルの地点、部埼灯台から125度4,220メートルの地点、部埼灯台から125度2,500メートルの地点、部埼灯台から10度30分820メートルの地点、城山三角点(175.2メートル)から63度3,850メートルの地点、城山三角点から53度30分2,600メートルの地点、門司埼灯台(北緯33度57分32秒東経130度57分55秒)、門司埼灯台から216度40分3,390メートルの地点、砂津防波堤灯台(北緯33度53分25秒東経130度53分47秒)から63度30分3,660メートルの地点、砂津防波堤灯台から73度2,360メートルの地点、砂津防波堤灯台から72度1,540メートルの地点、砂津防波堤灯台から25度1,020メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台(北緯33度56分17秒東経130度51分11秒)から100度900メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度30分1,860メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度2,230メートルの地点、白洲灯台(北緯33度58分49秒東経130度47分39秒)から117度30分1,680メートルの地点、白洲灯台、白洲灯台から322度10分7,550メートルの地点、白洲灯台から317度40分8,070メートルの地点、白洲灯台から301度20分7,100メートルの地点、男島島頂(北緯34度0分30秒東経130度43分44秒)及び八幡埼突端(北緯33度55分54秒東経130度43分51秒)を順次に結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び江川奥洞海橋からの各下流の河川水面</p> <p>ただし、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された柄杓田漁港、脇之浦漁港及び脇田漁港の区域を除く。</p>

※現港湾区域に示している緯度経度は日本測地系である。

平成14年の改正測量法の施行により、緯度経度は世界測地系へ順次変換することになっている。そのため、港湾区域を変更する今回のタイミングで緯度経度を世界測地系で示すこととした。